

当薬局では調剤管理料を算定しています。
当薬局では服薬管理指導料を算定しています。
当薬局では調剤基本料1を算定しています。
当薬局では地域支援・医薬品供給対応体制加算3を算定しています。
当薬局ではバイオ後続品調剤体制加算を算定しています。
当薬局では連携強化加算を算定しています。
当薬局では電子的調剤情報連携体制整備加算を算定しています。
当薬局では調剤ベースアップ評価料を算定しています。
当薬局では健康相談を行っています。

以下、当薬局の設備・機能・処方せん応需にあたって提供するサービスの概要です

1. 当薬局は、厚生労働大臣が定める基準による調剤を行っている保険薬局です。
2. 当薬局は、1425品目の医療用医薬品を備蓄しています。
3. 当薬局は、全国のどこの保険医療機関の処方せんでも、調剤致します。
生活保護法、障害者自立支援法、労働者災害補償保険法等の各種公費負担医療も対応しています。
4. 当薬局は、患者様の希望により服用薬剤の種類や服用経過などを記録した「薬剤服用歴の記録を作成し、薬剤によるアレルギーや副作用の有無を確認するとともに、複数の病院・診療所から薬剤が処方されているような場合には、服用薬剤同士の重複や相互作用の有無をチェックします。
そのために、処方せん受付時にお薬手帳をお預かり致します。お薬手帳をお持ちで無い場合は、
体質・アレルギー・副作用歴、他医療機関等で処方された医薬品・服薬状況等をお伺いしますのでご協力ください。相互作用等の有害事象防止に役立つお薬手帳をご希望の方はお申し出下さい。
5. 当薬局は、後発医薬品の調剤を積極的に行っています。
6. 当薬局は、医師の指示があるときは、在宅で療養されている患者様宅を訪問して、薬学的管理及び服薬指導等を行います。
7. 当薬局は、時間外・休日・夜間の処方せん調剤問い合わせに応じます。
問い合わせ先：TEL 0774-54-7265
尚、平日は19:00以降、土曜日は13:00以降に処方せんを受付した場合は、夜間・休日等加算40点（1点10円：保険の負担割合により金額が異なります）が加算されます。
また、営業時間外に緊急な求めで調剤した場合には、調剤報酬点数に基づいた時間外加算等の加算がされます。
8. 当薬局は、調剤とお薬にかかわる情報の問い合わせに応じます。
問い合わせ先：所在地 〒610-0111 城陽市平川西六反34-1
TEL 0774-54-7265
FAX 0774-54-7266
E-mail fph.hirakawa@falco.co.jp
9. 当薬局は、患者様からいただいた情報を医療・調剤の目的以外には使用致しません。

お薬情報内容

ア. 一般名 イ. 剤型 ウ. 規格 エ. 製剤の特徴 オ. 緊急安全性情報、安全性速報
カ. 医薬品・医療機器等安全性情報 キ. 医薬品・医療機器等の回収情報

〔開局時間〕

月～金 9:00～18:00

土 9:00～17:00（日・祝日休業）

ファルコ薬局 平川店



2026年度 調剤報酬点数一覧表

全般事項				
点数について		値収証、明細書に明記されている項目毎の点数は、1点を10円で計算します。		
バイオ後続品		バイオテクノロジー応用医薬品（先行バイオ医薬品）と同等ノ同質の品質、安全性及び有効性を有する医薬品です。		
後発医薬品		先発医薬品の特許期間が切れた後、発売される先発医薬品と同成分の医薬品です。		
調剤		医薬品を処方箋通りに揃える行為です。		
リフィル処方箋		症状が安定している患者さんについて、医師の処方により、医師及び薬剤師の適切な連携の下、一定期間内に処方箋を反復利用（3回まで）できる処方箋です。		
調剤技術料				
調剤基本料 （処方箋受付1回につき）	調剤基本料1		47点	保険薬局で調剤する場合の基本点数です。
	調剤基本料2		30点	
	調剤基本料3	イ	25点	
		ロ	20点	
		ハ	37点	
		ニ	5点	
特別調剤基本料		3点		
複数の保険医療機関から交付された処方箋を同時にまとめて受け付けた場合 （当該処方箋のうち、一の処方箋について受付1回につき所定点数の100分の100に相当する点数により算定し、他の処方箋について受付1回につき算定）			所定点数の 100分の80	
(1) 変更率が50%以下 (2) 受給率、取引に係る状況並びに流通改善に係る取組状況の未報告 (3) かかりつけ機能に係る業務を1年間未実施の場合（1月に600回以下の薬局は除く）（(1)、(2)、(3)のいずれかに該当する薬局は、処方箋受付1回につき調剤基本料の算定）			所定点数の 100分の50	
分割調剤（長期保存の困難性等）（1分割調剤につき（2回目以降））			5点	医薬品の保存が困難な場合等の理由によって、複数回に分けて調剤することです。
分割調剤（後発医薬品の試用時）（1分割調剤につき（2回目の調剤に限り））			5点	先発医薬品を後発医薬品に変更調剤する場合に、後発医薬品を試しに服用するため数日分を調剤することです。
地域支援・医薬品供給対応体制加算 （処方箋受付1回につき）	イ 地域支援・医薬品供給対応体制加算1		27点	医薬品の安定供給体制を確保し、後発医薬品の使用率が一定以上の実績がある薬局に対して加算される点数です。
	ロ 地域支援・医薬品供給対応体制加算2		59点	加算1の体制を整備した上で、夜間・休日対応等の地域支援の実績を前提とし、一定時間以上の開局や医薬品の備蓄品目数に加え、薬学的管理・指導や薬物療法の安全性向上のための事例報告や副作用報告体制の整備がされ、地域支援に積極的に貢献するための一定の体制を整えている薬局に対して加算される点数です。
	ハ 地域支援・医薬品供給対応体制加算3		67点	
	ニ 地域支援・医薬品供給対応体制加算4		37点	
	ホ 地域支援・医薬品供給対応体制加算5		59点	
	特別調剤基本料Aを算定している場合		所定点数の 100分の10	
連携強化加算			5点	災害や新興感染症の発生時等における医薬品供給や衛生管理に係る対応など、地域において必要な役割を果たすことができる体制を整備している場合に加算される点数です。
バイオ後続品調剤体制加算			50点	バイオ後続品（インスリン製剤を除く。）を調剤した場合に加算される点数です。
後発医薬品減算	特別調剤基本料Aを算定している場合		所定点数の 100分の10	
	(1) 後発医薬品の規格単位数量の割合が50%以下 (2) 後発医薬品の規格単位数量の割合の定期報告が未実施の場合 （(1)(2)のいずれかに該当する場合（処方箋の受付回数が1月に600回以下の薬局は除く等）		5点減算	
在宅薬学総合体制加算1			30点	緊急時等の開局時間以外に在宅業務に対応できる体制等を整備している場合に加算される点数です。
在宅薬学総合体制加算2	特別調剤基本料Aを算定している場合		所定点数の 100分の10	加算1の体制を整備した上で、在宅患者さんへの高度な薬学管理・指導体制及び十分な実績があり、医療用麻薬の備蓄や無菌製剤処理又は小児在宅医療に対応することができる体制を整備している場合に加算される点数です。
	イ 単一建物診療患者又は単一建物居住者が1人の場合		100点	
	ロ イ以外の場合		50点	
特別調剤基本料Aを算定している場合			所定点数の 100分の10	
電子的調剤情報連携体制整備加算 （月1回に限り）			8点	オンライン資格確認により取得した患者さんの診療・薬剤情報を調剤に活用できる体制を有し、マイナ保険証の利用率について一定の実績があり、電子処方箋などにも対応できる体制を有し、調剤したすべての調剤結果を電子処方箋管理サービスに登録している場合に加算される点数です。
門前薬局等立地依存減算			15点減算	特定の医療機関からの集客率が一定以上超えてた薬局で、都市部で病院や他薬局と密着した立地にある薬局、または、医療機関と同一の敷地内または建物内に所在する薬局は、調剤基本料が減算されます。（既存薬局は除く）
薬剤調剤料				
内服薬（浸煎薬及び湯薬を除く）（1剤につき、3剤分まで）			24点	薬剤師が医薬品を処方箋通りに揃える行為の点数です。処方箋に記載されている医薬品の種類（内服薬・注射薬・外用薬等）、日数、剤形（散剤、液剤）等によって、計算方法が定められています。
屯腹薬（剤数にかかわらず）			21点	
浸煎薬（1調剤につき、3調剤まで）			190点	
湯薬 （1調剤につき、3調剤まで）	イ 7日分以下の場合		190点	
	ロ 8日分以上28日分以下の場合			
	ロ（1）7日目以下の部分		190点	
	(2) 8日目以上の部分（上記点数＋1日分につき）		10点	
	ハ 29日分以上の場合		400点	
注射薬（調剤数にかかわらず）			26点	
外用薬（1調剤につき、3調剤まで）			10点	
内服用滴剤（1調剤につき）			10点	
無菌製剤処理加算 （注射薬のみ）（1日につき）	イ 中心静脈栄養法用輸液	15歳未満の小児の場合を除く	69点	注射薬を無菌環境で調剤した場合に加算される点数です。
		15歳未満の小児の場合	237点	
	ロ 抗悪性腫瘍剤	15歳未満の小児の場合を除く	79点	
		15歳未満の小児の場合	147点	
	ハ 麻薬	15歳未満の小児の場合を除く	69点	
		15歳未満の小児の場合	137点	
麻薬を調剤した場合（1調剤につき）			70点	麻薬が含まれている場合に加算される点数です。
向精神薬を調剤した場合（1調剤につき）			8点	向精神薬等の医薬品が含まれている場合に加算される点数です。
覚醒剤原料を調剤した場合（1調剤につき）			8点	
毒薬を調剤した場合（1調剤につき）			8点	
時間外加算・特例（基礎額※）			100%加算	深夜、休日を除いた薬局の開局時間以外の時間帯又は夜間の救急医療対応において調剤した場合に加算される点数です。
休日加算（基礎額※）			140%加算	深夜を除いた休日において調剤した場合に加算される点数です。日曜日及び祝日、年末年始（1月2日、3日、12月29日、30日、及び31日）は休日として扱う。
深夜加算（午後10時～午前6時）（基礎額※）			200%加算	開局時間以外深夜（午後10時～午前6時）において調剤した場合に加算される点数です。
夜間・休日等加算（処方箋受付1回につき）			40点	休日又は深夜であって、開局時間の時間帯で、午後7時（土曜日は午後1時）から午前8時までの間（深夜及び休日を除く）において調剤した場合に加算される点数です。
自家製剤加算	予製又は錠剤を分割する場合		所定点数の 100分の20	医師の指示に基づき、容易に服用できるよう特殊な工夫で調剤した場合に加算される点数です。（安定剤、溶解補助剤、懸濁剤等必要と認められる添加剤の使用、ろ過、加温、減菌等）
	イ 内服薬及び屯腹薬	(1) 錠剤等の内服薬（7日分につき）	20点	
		(2) 錠剤等の屯腹薬（1調剤につき）	90点	
		(3) 液剤（1調剤につき）	45点	
	ロ 外用薬	(1) 軟・硬膏剤、パップ剤、坐剤等（1調剤につき）	90点	
		(2) 点眼剤、点鼻・点耳剤等（1調剤につき）	75点	
計量混合調剤加算	予製		所定点数の 100分の20	2種類以上の薬剤（液剤、散剤もしくは顆粒剤又は軟・硬膏剤）を計量し、混合して内服薬もしくは屯腹薬又は外用薬を調剤した場合に加算される点数です。
	イ 液剤（1調剤につき）	ロ 散剤、顆粒剤（1調剤につき）	35点	
			45点	
			80点	

労災保険指定薬局

○ 生活保護指定 (医) ○

○ 中国残留邦人等支援指定 (医) ○

病院、診療所、訪問看護事業者、居宅サービス事業者、介護予防
サービス事業者、薬局、歯科医、地域密着型介護老人福祉施設、
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、居
宅介護事業者、居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、
介護予防事業者、地域包括支援センター、特定介護予防福祉用具
販売事業者、助産師、施術者

指定通知書

保険薬局

指定通知書

薬局コード	2800409	
指定の期間	令和 7年 4月 1日から令和13年 3月31日まで	
保険薬局	名称	ファルコ薬局 平川店
	所在地	城陽市平川西六反34番地の1

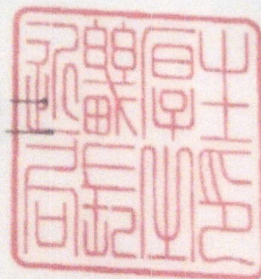
上記のとおり保険薬局として指定したから通知します。

令和 7年 3月10日

申請者 株式会社ファルコファーマシーズ
代表取締役 阿部 治 殿

近畿厚生局長

高倉 俊



第26B2366号

麻薬小売業者免許証

麻薬業務所 所在地 京都府城陽市平川西六反34番地の1

名称 ファルコ薬局 平川店

麻薬施用者又は麻薬
研究者にあつては、
従として診療又は研
究に従事する麻薬診
療施設又は麻薬研究
施設

所在地

該当事項なし

名称

住所 京都市左京区聖護院蓮華蔵町44番地3

氏名 株式会社ファルコファーマシーズ

麻薬及び向精神薬取締法第3条第1項の規定により免許を受けた麻薬小売業者であることを証明します。

令和 7年12月22日

京都府知事 西脇 隆俊



有効期間 令和 8年 1月 1日から
令和10年12月31日まで

許可番号山城北第90056号

高度管理医療機器等 販売業 許可証

氏 名 株式会社ファルコファーマシーズ
(法人にあっては、名称)

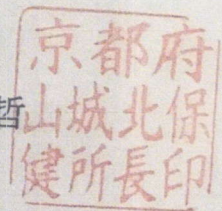
営業所の名称 ファルコ薬局 平川店

営業所の所在地 京都府城陽市平川西六反34番地の1

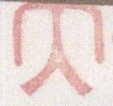
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
第39条第1項の規定により高度管理医療機器等の販売業の許可を受け
た者であることを証明します。

令和 5年 3月22日

京都府山城北保健所長 四方 哲



有効期間 令和 5年 4月 1日 から
令和11年 3月31日 まで



許可番号第2366号

薬局開設許可証

氏 名 株式会社ファルコファーマシーズ
(法人にあっては、名称)

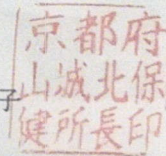
薬局の名称 ファルコ薬局 平川店

薬局の所在地 京都府城陽市平川西六反34番地の1

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
第4条第1項の規定により開設の許可を受けた薬局であることを証明し
ます。

令和 7年 1月31日

京都府山城北保健所長 重見 博子



有効期間 令和 7年 3月15日 から
令和13年 3月14日 まで

訪問薬剤管理指導に関するご案内

在宅で療養中の患者様のうち通院が困難な場合、調剤後お宅を訪問して薬剤服薬の指導および管理のお手伝いをさせていただくことができます。

在宅での管理状況が改善されれば中止可能ですので短期間のご利用もお勧めです。ご希望される場合お申し出下さい。(医師の了解と指示が必要です。)

[医療保険のみお持ちの方]	[介護保険をお持ちの方]
在宅患者訪問薬剤管理指導	居宅療養管理指導および 介護予防居宅療養管理指導
・同じ建物内で療養中の方が 1名のみ 650点／回 ・同じ建物内に療養中の方が 2～9名 320点／回 10名以上 290点／回 自己負担率により金額が変わります。 麻薬の必要な場合は100円が加算されます。 月4回まで訪問可能です。	・在宅で療養中の方 518点／回 ・老人ホーム等で療養中の方 2～9名 379点／回 10名以上 342点／回 自己負担率や厚生労働省が定める地域により金額 が異なることがあります。
点数は全て1点＝10円です。計算例)10点＝100円 (3割負担の方は30円、2割負担の方は20円、1割負担の方は10円の負担です。)	

ファルコ薬局 平川店

管理薬剤師:長谷川 圭

京都府知事指定介護保険事務所 第2642800409号

[営業日・営業時間]

月～金曜:9時～18時

土曜:9時～17時

日曜・祝日:休み

[所在地]

〒610-0101

京都府城陽市平川西六反34番地1

[連絡先]

TEL:0774-54-7265

FAX:0774-54-7266

ファルコ薬局 平川店

管理及び運営に関する事項

許可の区分の別	薬局
開設者	株式会社ファルコファーマシーズ 代表取締役 阿部 治
薬局の名称 許可番号・許可年月日 所在地・有効期間	薬局開設許可証(別掲)を参照
管理薬剤師氏名	<u>長谷川 圭</u>
勤務する薬剤師 (担当業務)	<u>長谷川 圭</u> (保管、陳列、販売、情報提供、相談) <u>川上 由夏</u> (保管、陳列、販売、情報提供、相談) <u>佐次 幸恵</u> (保管、陳列、販売、情報提供、相談) <u>野宗 あおい</u> (保管、陳列、販売、情報提供、相談) <u>小川 美沙子</u> (保管、陳列、販売、情報提供、相談) <u>水野 恵</u> (保管、陳列、販売、情報提供、相談)
勤務する登録販売者 (担当業務)	なし
取り扱う 一般用医薬品等の区分	薬局医薬品・要指導医薬品・指定濫用防止医薬品 第一類医薬品・指定第二類医薬品 第二類医薬品・第三類医薬品
当薬局勤務者の 区別について	薬剤師: 名札に名字及び「薬剤師」と記載 登録販売者: - その他の勤務者: 名札に名字を記載
営業時間	月～金… <u>9:00 ～ 18:00</u> 土曜日… <u>9:00 ～ 17:00</u>
営業時間外の相談対応	夜間・休日も対応
相談時・緊急時の連絡先	(夜間転送)

お客様各位

医薬品の適正な使用について

お客様の健康を守るため、下記に取り組んでおります。
ご理解・ご協力の程よろしくお願いいたします。

1. 当店では濫用等の「適切な使用以外の目的での医薬品等の購入」をお断りします。
2. 濫用等のおそれのある医薬品を購入される場合、下記の対応をさせていただきます。
 - ①購入者が若年者(高校生以下)の場合、氏名・年齢を確認します。
 - ②販売は原則おひとり様1個とさせていただきます。
 - ③複数個購入をご希望の際には理由を確認します。
 - ④「薬物濫用・薬物依存」の疑いがある場合には、しかるべき対処をし、法令に基づき副作用報告を行います。
3. 市販の医薬品による対応が適切でないと判断した場合、受診等を勧めます。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則 第15条の2(抜粋)

- 一 当該薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に、次に掲げる事項を確認させること。
 - イ 当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が若年者である場合にあっては、当該者の氏名及び年齢
 - ロ 当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者及び当該医薬品を使用しようとする者の他の薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者からの当該医薬品及び当該医薬品以外の濫用等のおそれのある医薬品の購入又は譲受けの状況
 - ハ 当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が、適正な使用のために必要と認められる数量を超えて当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合は、その理由
- 二 その他当該医薬品の適正な使用を目的とする購入又は譲受けであることを確認するために必要な事項
- 三 当該薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に、前号の規定により確認した事項を勘案し、適正な使用のために必要と認められる数量に限り、販売し、又は授与させること。

ファルコ薬局 平川店



窓口での 支払い金額が 変わります

調剤報酬改定に伴い
令和8年6月1日より、
患者様の窓口での負担額が
変更となります。

ご了承くださいますようお願い申し上げます。

かかりつけ薬剤師を 選んでみませんか？



患者さまの生活習慣・体質・薬の服用歴を踏まえて、それぞれの患者様のご都合に合わせた飲み方や注意点をお話しでき、安心です。ご家族のことなど含め、健康アドバイザー・良き相談相手として薬剤師を上手に利用してください。

① 毎回、同じ薬剤師が対応します

体質や家族のことなど安心してお話してください。

② いつでもお薬の相談をお受けします

おうちに帰ってから疑問・不安なことがでてくれば24時間いつでも薬剤師が相談にのります。

③ お薬から健康食品まですべて管理できます

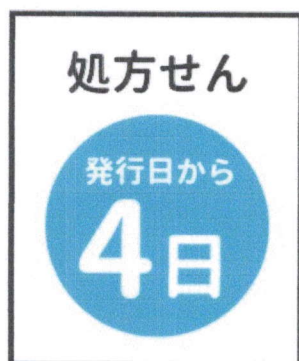
色々な医療機関におかかりでも、処方薬をまとめてチェック。気になる健康食品・ドラッグストアのお薬もご相談ください。

④ 必要に応じてお薬を整理します

ご自宅に余っている薬はありませんか？たくさん余っている方もご安心ください。医師と連携してサポートいたします。

かかりつけ薬剤師について詳しくご説明をご希望の方は
薬局スタッフまでお気軽にお声がけください

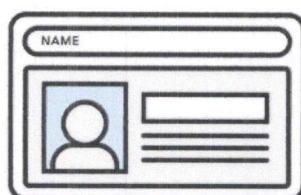
薬局ご利用の皆様へ



処方せんの有効期限は
発行日を含めて

4日以内です

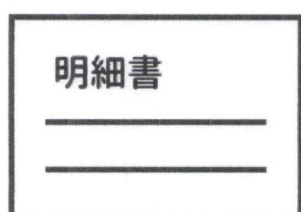
有効期限を過ぎると薬局では受付できなくなり、
医療機関での再発行が必要です



**マイナンバーカード
資格確認証**

ご提示をお願いいたします

よりよい医療の提供の為に、マイナンバーカード
は毎回ご提示ください



個別の調剤報酬の算定項目の分かる

明細書をお渡ししています

当薬局では、調剤の透明化や患者様への情報提供を
積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際
に個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料
で発行いたします

明細書の発行を希望されない方は、受付にてその旨
お申し出ください

バイオ医薬品をお使いの皆様へ

効果や安全性はそのままに経済的負担を軽減する

バイオシミラー

というお薬があります

[バイオシミラー (バイオ後継品) とは？]

- ジェネリック医薬品と同じように、先行バイオ医薬品の特許が切れた後にほかの製薬会社から発売されるお薬です
- 先行バイオ医薬品と同等／同質の品質、安全性および有効性が様々な試験により確認されています
- 先行バイオ医薬品よりも低価格なため、患者さんの医療費負担の軽減が期待されます。

[バイオシミラーが使われている病気の例]

がん・クローン病・潰瘍性大腸炎・関節リウマチ・乾癬
低身長症・糖尿病・腎性貧血・骨粗しょう症など
・詳しくは医師または薬剤師にお尋ねください

当薬局はバイオシミラーの
調剤を積極的に行っております

2026年5月作成

ジェネリック医薬品の 利用促進に ご協力をお願いします

〔安心・信頼〕

・国の厳しい審査をクリア

ジェネリック医薬品は国の厳しい審査をクリアしたものだけが承認されています。有効性や安全性、品質も新薬と同等です。

・低価格で個人負担が軽くなる

新薬と同じ有効成分を使用し、開発費用が抑えられるので、低価格です。医療の質を落とすことなく、経済的負担が軽くなります。

〔未来のために〕

・医療費を有効活用

個人負担の軽減だけでなく日本全体の医療費の効率化が可能です。その医療費は新技術や新薬の導入に活用できます。

・医療保険制度を次の世代に引き継ぐ

少子高齢化が急速に進む中、現在の優れた医療保険制度を維持し、子どもたちや次の世代に引き継いでいくことに貢献します。

ジェネリック医薬品を希望される場合は、医師・薬剤師にご相談ください。

2023年5月作成

安心して薬局サービスを 受けていただくために

当薬局では、良質かつ適切な薬局サービスを提供するために、当薬局の個人情報保護に関する基本方針に基づいて、常に皆様の個人情報を適切に取り扱っています。

個人情報の取り扱いについて、ご不明な点や疑問などがございましたら、お気軽にお問い合わせください。

《皆様の個人情報の利用目的》

- ・薬局における調剤サービスの提供
- ・患者様、お客様に医薬品を安全に使用していただくために必要な事項の把握
- ・患者様、お客様のご家族などへの薬に関する説明
- ・医療機関からの照会への回答、および医療機関への処方に関する照会
- ・病院、診療所、保険薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者などとの連携
- ・会計および医療費の請求業務、一次審査支払機関へのレセプト提出、一次審査機関又は保険者からの照会への回答、損害保険会社への請求業務
- ・業務の維持、改善のための資料作成
- ・薬局内で行う薬剤師、医療事務等の教育、研修、症例研究
- ・薬局内において行われる薬学生の実習への協力
- ・法令に基づき司法機関、行政機関等の法的義務を伴う要請を受けた場合
- ・保険請求に関する業務システムの開発目的
- ・外部監査機関への情報提供
- ・審査支払機関または保険者への照会
- ・安心、安全のための防犯カメラによるモニタリング

令和5年3月1日作成

夜間・休日等加算について

下記の時間帯に薬局で
処方せんを受け付けた場合、
一部負担金が高くなることがあります

日曜日及び祝日

12月29日、30日、31日

1月2日及び3日は休日として取り扱います

平日

午後7時～午前0時
午前0時～午前8時

土曜日

午後1時～午前0時
午前0時～午前8時

患者様にはご負担をお掛けしますが
ご理解の程よろしくお願いいたします

患者様の個人情報保護について

当薬局では、患者様に安全かつ適切にお薬を使用していただくために、**患者様の氏名、ご住所、ご連絡先**のほか、**生年月日**や体質、生活習慣などをご確認させていただいております。

私どもは、患者様からご提供いただいたこれらの個人情報を大切なものであると認識し、

以下の通り慎重に管理およびお取り扱いいたします。

- ✓ 個人の人格尊重の理念のもと、個人情報保護法および薬事法ほか、関連法令・規定等を遵守します。
- ✓ 患者様の個人情報は、お薬に関する安全確保や個々の患者様に応じた情報提供のために収集しているものであり、この目的の範囲を超えて取り扱うことはありません。
- ✓ 個人情報を秘密保持し、お薬の処方に関連して必要となる医療機関への照会や保険請求業務、法的義務を伴う行政機関等への報告以外には、ご本人の同意を得ずに第三者に提供することはありません。
- ✓ 個人情報の安全管理に努め、漏えいや滅失、改ざん、不正アクセスなどを防止する措置をとっています。

**詳細につきましては、薬局スタッフに
当社「個人情報保護方針」をお申し付けください**

個人情報保護方針

当社は、「人々の健康を支え、いい人生を提供すること」をミッションに事業活動を行っております。事業継続にあたり、個人情報を保護することは企業の社会的責任と捉え、個人の人格尊重の理念の下、慎重に取り扱われるべきものと深く認識しております。当社は、下記の方針を制定し、個人情報保護に努めてまいります。

個人情報の取得、利用及び提供

当社は、個人情報の利用目的を事業活動の範囲内で明確に定め、適切に取得、利用、提供いたします。また、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

法令及び関係規範の遵守

当社は、個人情報の取り扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守いたします。

個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止及び是正

当社は、個人情報への不正アクセス、個人情報の漏えい、滅失または毀損を防止及び是正するため、合理的な安全管理措置を講じます。

苦情及び相談への対応

当社は、取り扱う個人情報の開示、訂正、削除、利用停止等の請求及び苦情に関する窓口を設置して対応いたします。

個人情報保護マネジメントシステムの継続的改善

当社は、個人情報保護マネジメントシステムを運営するにあたり、管理する責任者を定め、継続的に見直しを行い改善いたします。

個人情報保護方針に関するお問い合わせ先

〒606-8357 京都市左京区聖護院蓮華蔵町44番地3
株式会社ファルコファーマシーズ
TEL 075-746-5018
(受付 月～金 9:00～17:30となっております。祝日は除く)

平成24年4月1日制定
令和5年6月19日改訂

株式会社ファルコファーマシーズ
代表取締役社長 阿部 治

株式会社 ファルコファーマシーズ

取り扱い可能な公費医療負担

- 生活保護法に基づく指定
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく指定（結核医療）
- 戦傷病者特別援護法に基づく指定
- 母子保健法に基づく指定
- 公害健康被害の補償等に関する法律に基づく指定
- 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律に基づく指定
- 障害者自立支援法に基づく指定（精神通院医療）
- 障害者自立支援法に基づく指定（育成医療・更生医療）
- 労働者災害補償保険法に基づく指定（労災医療）
- 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定
- 児童福祉法に基づく指定（未熟児指定養育）
- 肝炎治療特別促進事業に係る医療費助成制度

お薬の販売方法について

分類と外箱表示

陳列方法

情報提供と相談への対応

要指導医薬品

副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に關し特に注意が必要で、新しく市販された成分等を含むもの

販売時に薬剤師による対面での情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れられない場所に陳列します

薬剤師が書面を用いて、適正使用のため必要な情報の提供を行います

第一類医薬品

副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に關し特に注意が必要なものの（要指導医薬品を除く）

販売時に薬剤師による情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れられない場所に陳列します

第二類医薬品

副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品（要指導医薬品、第一類医薬品を除く）

第一類医薬品と同様、販売時に情報提供を行う機会を確保しやすいよう、情報提供を行う場所（7m以内）に陳列します

一般用医薬品

※**指定第二類医薬品**は、第二類医薬品のうち、特別の注意を要する医薬品です。
『してはいけないこと』の確認をおこない、使用について薬剤師や登録販売者にご相談ください

薬剤師または登録販売者が適正な使用のため必要な情報提供に努めます

第三類医薬品

第一類医薬品及び第二類医薬品以外の一般用医薬品

法令では直接手に取ることができる陳列でもよいとされていますが、当薬局では、情報提供を行いやすい場所に陳列します

指定濫用防止医薬品

濫用した場合に中枢神経系の興奮もしくは抑制又は幻覚を生ずる恐れがあり、その防止を図る必要がある医薬品として厚生大臣が薬事審議会の意見を聴いて指定する医薬品

販売時に必要な確認と情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れられない場所に陳列します

要指導医薬品等それぞれ定められている事項のほか、指定濫用防止医薬品の濫用した場合における健康衛生上の危害の発生の恐れがある旨を書面等を用いて適正使用のため必要な情報の提供を行います

※医薬品の安全使用のために症状等の情報をお伺いさせていただくことがあります。個人情報保護法等に基づき適切に管理を行い、医薬品の安全使用以外の目的で利用はしません。

健康被害救済制度

医薬品の副作用等で健康被害を受けられた方を救済する公的な制度があります
独立行政法人医薬品医療機器総合機構 0120-149-931

苦情相談窓口

京都府薬剤師会 075-551-0376
京都府薬務課 075-414-4792



指定濫用防止医薬品の販売について

以下8成分は、濫用により中枢神経系への影響や幻覚を生じるおそれがあるため、厚生労働省令で定められた特別の注意が必要な医薬品です。
販売時には確認事項が発生しますので、ご了承ください。

【対象】（全て外用剤を除く）

- ・エフェドリン
- ・コデイン
- ・ジヒドロコデイン
- ・ジフェンヒドラミン
- ・デキストロメトルファン
- ・プソイドエフェドリン
- ・メチルエフェドリン
- ・ブロムワレリル尿素（プロモバレリル尿素）
を成分として含有する医薬品

（令和8年厚生労働省告示第32号）

購入時に確認・説明を行います

1. 販売時、**年齢の確認**をいたします。
2. 18歳未満の方は合わせて **氏名の確認**を実施し、
必要に応じて身分証の確認をいたします。
18歳未満の方には **小容量・1箱のみの販売となります。**
3. 18歳以上の方も、複数購入時は理由を確認します。
4. 適正な使用が困難と判断した場合、**販売を行いません。**

ご使用にあたって、ご不明な点やご懸念がある場合については、お気軽に
薬剤師又は登録販売者までご相談ください。